

■複数の事業所に雇用される場合の手続き

被保険者が同時に複数(2カ所以上)の社会保険適用事業所に使用されることにより、管轄する保険者が複数となる場合は、被保険者が届出を行い、保険者を選択します。選択された保険者が、健康保険に関わる事務手続きを行うこととなります。

(株)ダスキン・ 関係会社を 選択した場合	被保険者は 、所属する(株)ダスキンまたは関係会社の事業所に「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」(※)を提出する必要があります。 ↓ 当該事業所は 、「【H23】被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」および「【J1】被保険者資格取得届」をダスキン健康保険組合に提出してください。
(株)ダスキン・ 関係会社以外を 選択した場合	被保険者が選択した保険者から、被保険者が所属する(株)ダスキンまたは関係会社の事業所宛に「通知書」などが届くので、ご対応をお願いします。

(※)日本年金機構ホームページをご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/20131022.html>

お問い合わせはダスキン健康保険組合(06-6821-5095)までお願いいたします。